

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
再委託研究開発契約書 〇〇〇《委託先》（以下「甲」という。）と《再委託先》（以下「乙」という。）は、甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）から令和●年●月●日付<u>委託研究開発契約書（以下「元契約」という。）</u>で受託した《事業名》《プログラム名》（以下「本事業」という。）における研究開発の一部の再委託に関し、<u>機構の事前の承認を受けて、</u>次のとおり合意し、再委託研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。 （契約項目） 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究開発（以下「本研究開発」という。）を<u>委託</u>し、乙はこれを受託する。 （1）研究開発課題名：「《研究開発課題名》」（以下「本研究開発課題」という。） （2）研究開発担当者名・所属及び役職：《研究開発担当者氏名 ①》《研究開発担当者<u>所属</u>・役職①》 （3）<u>研究開発</u>期間：令和○年○月○日から令和○年○月○日まで （4）研究開発費：《研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） <u>（※1）当事業年度とは、令和○年4月1日から翌年の3月31日までの1事業年度をいう。</u> <u>（※2）</u> 研究開発費の内訳は、研究開発計画書に記載のとおりとす	再委託研究開発契約書 〇〇〇《委託先》（以下「甲」という。）と、《再委託先》（以下「乙」という。）は甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）から令和●年●月●日付<u>け</u>で受託した《事業名》《プログラム名》（以下「本事業」という。）における研究開発の一部の再委託（以下「<u>本再委託研究開発</u>」という。）に関し、次のとおり合意し、再委託研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。 （契約項目） 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、<u>当事業年度（以下（3）に定義する。）について、</u>次の研究開発を<u>再委託</u>し、乙はこれを受託する。 （1）研究開発課題名：「《研究開発課題名》」（以下「本研究開発課題」という。） （2）研究開発担当者名・所属及び役職：《研究開発担当者氏名 ①》《研究開発担当者役職①》 （3）<u>再委託</u>期間：令和○年○月○日から令和○年○月○日までの<u>1事業年度（以下「当事業年度」という。）</u> （4）<u>当事業年度における再委託</u>研究開発費： 《<u>再委託</u>研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） <u>（※1） 当事業年度における再委託</u>研究開発費の内訳は、研究開	条文記述の便宜のため「元契約」を定義。 「本再委託研究開発」→「本研究開発」（以下同じ。） 本契約において、甲から乙は「委託」であり、第14条で禁止されている「再委託」との混同を避けるため。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
る。 (※3) 研究開発費は、機構が行う評価等により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)研究開発目的及び内容：研究開発計画書に記載のとおりとする。<u>本研究開発</u>の遂行に当たっては、甲及び機構が承認する研究開発計画書（甲<u>及び機構</u>の承認を<u>受けて</u>変更されたものを含む。）に沿って進めるものとする。 (6) 契約一般条項：別記1のとおりとする。 (7) 特記条項：《特記条項有無》 本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。 《契約締結日》 (甲) (乙)	発計画書に記載のとおりとする。 (※2) <u>当事業年度における再委託</u>研究開発費は、<u>本再委託研究開発に対し</u>機構が行う評価等<u>及び別記1第24条に定める規定</u>により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5) <u>当事業年度における</u>研究開発目的及び内容：研究開発計画書に記載のとおりとする。<u>本再委託研究開発</u>の遂行に当たっては、甲及び機構が承認する研究開発計画書（甲の承認を<u>得て</u>変更されたものを含む。）に沿って進めるものとする。 (6) 契約一般条項：別記1のとおりとする。 (7) 特記条項：別記2のとおりとする。 本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。 《契約締結日》 (甲) (乙)	
別記1	別記1	
(定義) 第1条 本契約において、<u>次</u>の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第1条 本契約において、<u>以下</u>の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	

変更後	変更前	主な変更理由
(1) 「<u>本契約等</u>」とは、<u>本研究開発</u>を実施するために甲と乙との間で締結する本契約を含む全ての委託研究開発契約（付随する契約を含む。）を総称していう。 (2) 「<u>研究開発費</u>」とは、<u>本研究開発</u>遂行のために本契約に基づいて甲から乙に支払われる費用であり、直接経費と間接経費の合計をいう。 (3) 「<u>直接経費</u>」とは、<u>本研究開発</u>に直接的に要する経費をいう。 (4) 「<u>間接経費</u>」とは、<u>本研究開発</u>の実施に伴う乙の機関の管理等に必要な経費をいう。 (5) 「<u>研究開発期間</u>」とは、本契約に基づき<u>本研究開発</u>を行う期間（<u>本研究開発</u>が中止された場合はその時までの期間）をいう。 (6) 「<u>全研究開発期間</u>」とは、<u>甲の委託を受けて本研究開発課題について研究開発を行う場合の全期間</u>（<u>研究開発</u>が中止された場合はその時までの期間）を<u>通算して</u>いう。	(1) 「<u>本再委託研究開発</u>」とは、本事業の下で甲から乙に対して再委託される本研究開発課題として研究開発担当者によって遂行される研究開発全体をいう。 (2) 「<u>本再委託契約等</u>」とは、<u>本再委託研究開発</u>を実施するために甲と乙との間で締結する本契約を含む全ての<u>再委託研究開発契約</u>（付随する契約を含む。）を総称していう。 (3) 「<u>再委託研究開発費</u>」とは、<u>本再委託研究開発</u>遂行のために本契約に基づいて甲から乙に支払われる費用であり、直接経費と間接経費の合計をいう。 (4) 「<u>直接経費</u>」とは、<u>本再委託研究開発</u>に直接的に要する経費をいう。 (5) 「<u>間接経費</u>」とは、<u>本再委託研究開発</u>の実施に伴う乙の機関の管理等に必要な経費をいう。 (6) 「<u>研究開発担当者</u>」とは、乙において<u>本再委託研究開発を中心的に行う者として、研究開発分担者又はこれらに相当する肩書きを付与された者のうち契約項目（2）に掲げられる者をいう。</u> (7) 「<u>本研究者等</u>」とは、<u>研究開発担当者及び乙に所属し又は乙からの委嘱を受け、研究開発担当者の下で本再委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。</u> (8) 「<u>再委託期間</u>」とは、本契約に基づき<u>本再委託研究開発</u>を行う期間（<u>本再委託研究開発</u>が中止された場合はその時までの期間）をいう。 (9) 「<u>研究開発期間</u>」とは、<u>本再委託契約等に基づき本再委託研究開発を行う通算期間</u>（<u>本再委託研究開発</u>が中止された場合はその時までの期間）をいう。	「本研究開発」に置き換え。 「研究開発担当者」は契約項目に明記されるため定義から外す。 「本研究者等」は「研究者等」として、文中定義（第2条第2項）に移行。 「再委託期間」→「研究開発期間」、「研究開発期間」→「全研究開発期間」として、定義を整理。

変更後	変更前	主な変更理由
<u>(7)</u> 「事務処理説明書」とは、<u>本事業</u>の事務処理のために機構が定める説明書（本契約締結後に改訂されたものを含む。）をいう。 <u>(8)</u> 「事業年度」とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。 <u>(9)</u> 「研究開発計画書」とは、<u>本研究開発</u>についての<u>研究開発期間</u>における研究開発計画書（甲及び機構の承認を<u>受けて</u>変更されたものを含む。）をいう。 <u>(10)</u> 「研究開発成果」とは、<u>本研究開発</u>において得られた成果をいう。 <u>(11)</u> 「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。 ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する	<u>(10)</u> 「中止」とは、<u>本再委託研究開発及び再委託研究開発費の使用を終了することをいい、「一時停止」は一時的に止めることをいう。</u> <u>(11)</u> 「事務処理説明書」とは、<u>本再委託研究開発</u>の事務処理のために機構が定める<u>委託研究開発契約事務処理</u>説明書（本契約締結後に改訂されたものを含む。）をいう。 <u>(12)</u> 「事業年度」とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。 <u>(13)</u> 「研究開発計画書」とは、<u>本再委託研究開発に関し当事業年度</u>についての研究開発計画書（甲及び機構の承認を<u>得て</u>変更されたものを含む。）をいう。 <u>(14)</u> 「研究開発成果」とは、<u>本再委託研究開発</u>において得られた成果をいう。 <u>(15)</u> 「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。 ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する	「中止」と「一時停止」の定義は第19条の文中定義に移行。

変更後	変更前	主な変更理由
品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利 イ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。） ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙並びに機構協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利 <u>(12)</u> 「対象データ」とは、<u>本研究開発課題</u>に関連して創出、取得又は収集されたデータ（当該データと同一性が認められる限度で当該データを処理したものを含む。）をいい、「派生データ」とは、「対象データ」を元に、技術的に復元不可能な処理がされ、対象データと同一性が認められないデータをいう。 <u>(13)</u> 「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。 <u>ア</u> 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの <u>イ</u> 研究開発の際に創作又は取得されたものであって<u>ア</u>を得るために利用されるもの <u>ウ</u> <u>ア</u>又は<u>イ</u>を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの <u>(14)</u> 「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては	品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利 イ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。） ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙並びに機構協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利 <u>(16)</u> 「対象データ」とは、<u>本事業</u>に関連して、<u>本再委託研究開発において</u>創出、取得又は収集されたデータ（当該データと同一性が認められる限度で当該データを処理したものを含む。）をいい、「派生データ」は、「対象データ」を元に、技術的に復元不可能な処理がされ、対象データと同一性が認められないデータをいう。 <u>(17)</u> 「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。 <u>(i)</u> 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの <u>(ii)</u> 研究開発の際に創作又は取得されたものであって<u>(i)</u>を得るために利用されるもの <u>(iii)</u> <u>(i)</u>又は<u>(ii)</u>を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの <u>(18)</u> 「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては	階層構造を統一。

変更後	変更前	主な変更理由
その創作、種苗法第2条第2項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。 <u>(15)</u> 「実施」(ただし、第8条第1項及び第11条第7項において使用されるものに限る。)とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。 <u>(16)</u> 「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(仮専用実施権を含む)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。 <u>(17)</u> 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称していう。 ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人、<u>高等専門学校、大学共同利用機関</u> イ 国立<u>試験</u>研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人(機構を除く。)等の公的研究機関 ウ <u>公益財団法人、公益社団法人</u>等の公的性格を有する機関であって、機構が認めるもの <u>(18)</u> 「企業等」とは、<u>企業その他</u>「大学等」以外の研究機関を総称していう。 <u>(19)</u> 「研究機関」とは、<u>大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人(機構を除く。)、国及び地方公共団体の試験</u>	その創作、種苗法第2条第2項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。 <u>(19)</u> 「実施」(ただし、第8条第1項及び第11条第7項において使用されるものに限る。)とは、<u>特許法(昭和34年法律第121号)</u>第2条第3項に定める行為、<u>実用新案法(昭和34年法律第123号)</u>第2条第3項に定める行為、<u>意匠法(昭和34年法律第125号)</u>第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律<u>(昭和60年法律第43号)</u>第2条第3項に定める行為、種苗法<u>(平成10年法律第83号)</u>第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。 <u>(20)</u> 「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(仮専用実施権を含む)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。 <u>(21)</u> 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称していう。 ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人 イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関 ウ <u>公益法人</u>等の公的性格を有する機関であって、甲が認めるものの <u>(22)</u> 「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称していう。 <u>(23)</u> 「研究機関」とは、<u>「大学等」及び「企業等」をあわせたものをいう。</u>	前出のため、法律番号削除。 補助と合わせて「研究機関」の定義を整理し、併せて「大学等」と「企業等」の定義を整理。

変更後	変更前	主な変更理由
<u>研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人その他の研究機関を総称するという。</u> <u>(20)</u> 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)並びに別表に定める国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称するという。 <u>(21)</u> 「不正行為等対応規則」とは、国の不正行為等対応ガイドラインを踏まえ、配分機関及び研究機関がそれぞれ策定する不正行為等への対応に関する規則を総称するという。 <u>(22)</u> 「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(その後の改正を含む。)その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称するという。 <u>(23)</u> 「機構の利益相反管理規則」とは、機構が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(その後の改正を含む。)その他利益相反管理について機構が定める規則を総称するという。 <u>(24)</u> 「国の研究倫理指針等」とは、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年3月23日文部科学省、厚生労働省、経済産業省)その他の国の府省庁が策定する研究に関する倫理指針を総称するという。 <u>(25)</u> 「法令等」とは、法律、政令、<u>府省令</u>、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称するという。 <u>(26)</u> 「成果報告書」とは、乙が毎事業年度の研究開発成果の内容を報告するために甲に提出する報告書をいう。	<u>(24)</u> 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)並びに別表に定める国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称するという。 <u>(25)</u> 「不正行為等対応規則」とは、国の不正行為等対応ガイドラインを踏まえ、配分機関及び研究機関がそれぞれ策定する不正行為等への対応に関する規則を総称するという。 <u>(26)</u> 「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(その後の改正を含む。)その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称するという。 <u>(27)</u> 「機構の利益相反管理規則」とは、機構が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(その後の改正を含む。)その他利益相反管理について機構が定める規則を総称するという。 <u>(28)</u> 「国の研究倫理指針等」とは、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年3月23日文部科学省、厚生労働省、経済産業省)その他の国の府省庁が策定する研究に関する倫理指針を総称するという。 <u>(29)</u> 「法令等」とは、法律、政令、<u>規則</u>、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称するという。 <u>(30)</u> 「<u>研究開発</u>成果報告書」とは、乙が毎事業年度の研究開発成果の内容を報告するために甲に提出する報告書をいう。	訂正。 報告書名修正。

変更後	変更前	主な変更理由
<u>(27)</u> 「不正行為等」とは、<u>次号から第 30 号まで</u>に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称している。 <u>(28)</u> 「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。 <u>ア</u> 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 <u>イ</u> 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。 <u>ウ</u> 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。 <u>(29)</u> 「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、競争的研究費等その他国費の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。 <u>(30)</u> 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により競争的研究費等その他国費を受給することをいう。	<u>(31)</u> 「再委託研究開発実績報告書」とは、<u>乙が毎事業年度の再委託研究開発費の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。</u> <u>(32)</u> 「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称している。 <u>ア</u> 「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。 <u>i</u> 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 <u>ii</u> 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。 <u>iii</u> 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。 <u>イ</u> 「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、競争的研究費等その他国費の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。 <u>ウ</u> 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により競争的研究費等その他国費を受給することをいう。	文中定義に移行。 補助と併せて規定ぶり整理。（第 30 号まで）階層構造を統一。

変更後	変更前	主な変更理由
<u>(31)</u> 「競争的研究費等」とは、研究機関において、<u>国の府省庁及び独立行政法人（機構を含む。）</u>の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。 <u>(32)</u> 「関係<u>府</u>省庁」とは、機構に事業資金を交付している<u>国の</u>省庁及び内閣府並びに会計検査院をいう。 <u>(33)</u> 「配分機関」とは、競争的研究費等の配分を行う<u>国の府</u>省庁及び独立行政法人（機構を含む。）を総称していう。	<u>(33)</u> 「競争的研究費等」とは、研究機関において、府省庁及び独立行政法人（機構を含む。）の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。 <u>(34)</u> 「関係省庁」とは、機構に事業資金を交付している省庁及び内閣府並びに会計検査院をいう。 <u>(35)</u> 「配分機関」とは、競争的研究費等の配分を行う府省庁及び独立行政法人（機構を含む。）を総称していう。	表記揺れ修正。 表記揺れ修正。 表記揺れ修正。
（善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守） 第2条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、<u>研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、法令等の定め</u>、本契約、研究開発計画書、事務処理説明書及び<u>本研究開発</u>にかかる公募要領並びに本事業又は<u>本研究開発</u>の遂行に関して甲又は機構が示す通知等の定めを遵守して、<u>本研究開発</u>を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施する<u>ものとし、研究開発費を本研究開発以外の用途に使用してはならない。</u> 2 乙は、<u>本研究開発</u>を実施する上で、研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則、機構の利益相反管理規則及び関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等<u>（研究開発担当者並びにその下で本研究開発に参加する研究者及び本研究開発を補助する者を個別に又は総称していうものとし、以下同様とする。）</u>に遵守せしめるものとし、また、<u>本研究開発</u>を効率的に実施するよう努めなければならない。 3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則を踏まえ、必要な措置<u>等</u>（必	（善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守） 第2条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、研究開発計画書、事務処理説明書及び<u>本事業</u>にかかる公募要領並びに本事業又は<u>本再委託研究開発</u>の遂行に関して甲又は機構が示す通知等の文書の定めを遵守して、<u>本再委託研究開発</u>を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施する<u>ものとする。</u> 2 乙は、<u>本再委託研究開発</u>を実施する上で、<u>再委託</u>研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則、機構の利益相反管理規則及び関係する法令等を遵守し、かつ、<u>本研究</u>研究者等に遵守せしめるものとし、また、<u>本再委託研究開発</u>を効率的に実施するよう努めなければならない。 3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則を踏まえ、必要な措置（必要な	「研究者等」を文中定義。 訂正

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
要な<u>規程</u>及び体制の整備を含む。)を行わなければならない。 また、甲は、<u>元契約に基づく</u>機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。 4 乙は、乙の責任において、<u>本研究開発に関する利益相反について、関係法令及び国が定める関係指針並びに</u>機構の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置（必要な<u>規程</u>及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、<u>元契約に基づく</u>機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。 <u>5 乙は、本研究開発課題の採択時に甲が機構から付された条件のうち、乙も充足することが必要として甲が指定した条件を、研究開発期間中、充足していなければならない。</u> <u>6</u> 乙は、機構が別途指定する内容に従い、研究者等に対して研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。また、甲は、<u>元契約に基づく</u>機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。 <u>7 本契約に定める機構の乙に対する要求であって、元契約において機構の甲に対する要求に準ずるものについて、甲が機構の指示を受けて又は機構が直接乙に対応を求めた場合、乙はこれに従うものとする。</u>	<u>規定</u>及び体制の整備を含む。)を行わなければならない。また、甲は、機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。 4 乙は、乙の責任において、機構の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置（必要な<u>規定</u>及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。 <u>5</u> 乙は、機構が別途指定する内容に従い、<u>本</u>研究者等に対して研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。また、甲は、機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。	機構の指導等が元契約に基づくことを明記。 臨床研究法等を想定。訂正。 第3項に同じ。 公募採択時の条件を充足し続けることの義務づけを明確化。 第3項に同じ。 機構から乙に対して直接・間接に対応を求めた場合について記述。
(乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告義務) 第2条の2 乙は、前条第4項に基づき実施した研究者等の利益相	(乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告義務) 第2条の2 乙は、前条第4項に基づき実施した<u>本</u>研究者等の利	

変更後	変更前	主な変更理由
反に関する報告、審査、措置等の実績を、利益相反の管理の結果として、甲の指定する時期及び方法により報告しなければならない。<u>甲が機構に当該報告に基づく報告を行い、機構がこれを受けて不備を認め、甲に元契約に基づく指導、指示又は措置等を行った場合、甲は乙に対し、前条第4項に定める指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</u> 2 乙は、前条第<u>6</u>項に基づき実施した研究者等の研究倫理に関する教育等の履修状況について、甲の指定する時期及び方法により甲に報告しなければならない。<u>甲が機構に当該報告に基づく報告を行い、機構がこれを受けて不備を認め、甲に元契約に基づく指導、指示又は措置等を行った場合、甲は乙に対し、前条第6項に定める指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</u> 3 乙は、実績報告書（<u>第18条第1項に定義する。</u>）により、関連する法令又は国の研究倫理指針等に基づく<u>本研究開発</u>に関する倫理審査の状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。 4 甲は、乙において<u>本研究開発</u>に従事する研究者等について、前三項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書を取りまとめるものとする。	益相反に関する報告、審査、措置等の実績を、利益相反の管理の結果として、甲の指定する時期及び方法により報告しなければならない。<u>機構は、当該報告を受け、不備を認めた場合、甲及び乙に対し、前条第4項に定める指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、甲及び乙はこれに従うものとする。</u> 2 乙は、前条第<u>5</u>項に基づき実施した<u>本</u>研究者等の研究倫理に関する教育等の履修状況について、甲の指定する時期及び方法により甲に報告しなければならない。<u>機構は、当該報告を受け、不備を認めた場合、甲及び乙に対し、前条第5項に定める指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、甲及び乙はこれに従うものとする。</u> 3 乙は、機構が<u>別途定める様式による「委託研究開発実績報告書」</u>により、関連する法令又は国の研究倫理指針等に基づく<u>本再委託研究開発</u>に関する倫理審査の状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。 4 甲は、乙において<u>本再委託研究開発</u>に従事する<u>本</u>研究者等について、前三項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書を取りまとめるものとする。	機構への報告と機構からの指示の道筋を明確化。 前項と同じ。 様式名修正。
（表明保証） 第2条の3 乙は、本契約締結日において（ただし、<u>本研究開発</u>に参加することが本契約締結後に決定する研究者等については、当該決定時において）、<u>次</u>の各号が正確であることを表明	（<u>乙</u>の表明保証） 第2条の3 乙は、本契約締結日において（ただし、<u>本再委託研究開発</u>に参加することが本契約締結後に決定する<u>本</u>研究者等については、当該決定時において）、<u>以下</u>の各号が正確であるこ	

変更後	変更前	主な変更理由
し、保証する。 (1) いずれの研究者等も、競争的研究費等への申請・参加制限措置を課された者（競争的研究費等その他国費による研究開発における不正行為等に関与し又は責任を負うと認定されたことにより当該措置が見込まれる者を含み、当該措置の期間が終了した者を除く。）に該当しないこと。 (2) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になっている<u>者が研究者等に含まれる場合</u>、その事実及び内容を甲に通知済みであること。 2 乙は、前項の表明保証に誤りがあった場合、直ちに甲に報告し、甲は直ちに機構に報告しなければならない。 3 乙は、本契約締結後、<u>本研究開発</u>以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において、研究者等が<u>次</u>の各号のいずれかに該当した場合、速やかにこれを甲に報告し、甲は速やかに機構に報告しなければならない。 (1) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になった場合 (2) 不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合	とを表明し、保証する。 (1) いずれの<u>本</u>研究者等も、競争的研究費等への申請・参加制限措置を課された者（競争的研究費等その他国費による研究開発における不正行為等に関与し又は責任を負うと認定されたことにより当該措置が見込まれる者を含み、当該措置の期間が終了した者を除く。）に該当しないこと。 (2) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になっている<u>本</u>研究者等<u>(もしいれば)について</u>、その事実及び内容を甲に通知済みで<u>あり、かつ、当該本研究者等の本再委託研究開発への参加について機構の了解を取得済みであること</u>。 2 乙は、前項の表明保証に誤りがあった場合、直ちに甲に報告し、甲は直ちに機構に報告しなければならない。 3 乙は、本契約締結後、<u>本再委託研究開発</u>以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において、<u>本</u>研究者等が<u>以下</u>の各号のいずれかに該当した場合、速やかにこれを甲に報告し、甲は速やかに機構に報告しなければならない。 (1) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になった場合 (2) 不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合	表現適正化。 本調査対象者の存在について、甲に通知すれば足りるため。
(研究開発費の概算払い) 第3条 甲は、乙が希望し甲が認める場合には、<u>研究開発</u>期間中に、<u>事業年度の「契約項目（４）研究開発費」</u>（以下「<u>当年度上限額</u>」という。）の範囲内で、本研究開発に要する経費を、次項に定める乙の請求に応じて、乙に支払うものとする（以下、かかる支払いを「概算払い」という。）。	(<u>再委託</u>研究開発費の概算払い) 第3条 甲は、乙が希望し甲が認める場合には、<u>再委託</u>期間中に、「契約項目（４）<u>当事業年度における再委託</u>研究開発費」の金額（以下「<u>当該事業年度における再委託研究開発費の上限額</u>」という。）の範囲内で、再委託業務の実施に要する経費を、次項に定める乙の請求に応じて、乙に支払うものとする（以下、かかる支払いを「概算払い」という。）。	用語短縮。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
2 乙は、<u>当年度上限額</u>の範囲内で、事務処理説明書の定めに準じて、一回ないし数回に分けて概算払いを請求することができるものとし、概算払いを請求するときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により行うものとする。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に30%を上限とした機構が認めた間接経費割合を乗じた額を超えてはならないものとする。 3 甲は、前項の定めに従った乙の請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。	2 乙は、<u>当該事業年度における再委託研究開発費の上限額</u>の範囲内で、事務処理説明書の定めに準じて、一回ないし数回に分けて概算払いを請求することができるものとし、概算払いを請求するときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により行うものとする。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に30%を上限とした機構が認めた間接経費割合を乗じた額を超えてはならないものとする。 3 甲は、前項の定めに従った乙の請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。	
(帳簿等の整理) 第4条 乙は、<u>本研究開発</u>に要した直接経費を明らかにするため、<u>本研究開発</u>に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、<u>全研究開発期間</u>終了後5年間が経過するまで保管するものとする。 2 甲は、前項の帳簿及び証拠書類を閲覧することができるものとし、乙は、甲からかかる閲覧の求めがあった場合、これに応じなければならない。	(帳簿等の整理) 第4条 乙は、<u>本再委託研究開発</u>に要した直接経費を明らかにするため、<u>本再委託研究開発</u>に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、<u>研究開発期間</u>終了後5年間が経過するまで保管するものとする。 2 甲は、前項の帳簿及び証拠書類を閲覧することができるものとし、乙は、甲からかかる閲覧の求めがあった場合、これに応じなければならない。	
(取得物品の取扱い) 第5条 <u>本研究開発</u>のために乙が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の取扱いについて、乙は、契約項目において大学等と認められた場合又は企業等と認められた場合に応じて、次の各号の規定を<u>了解しこれ</u>に従うものとする。	(取得物品の取扱い) 第5条 <u>本再委託研究開発</u>のために乙が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の取扱いについて、乙は、契約項目において大学等と認められた場合又は企業等と認められた場合に応じて、次の各号の規定に従うものとする。	

変更後	変更前	主な変更理由
る。 (1) 乙が契約項目において大学等と認められた場合 <u>ア</u> 取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。 <u>イ</u> 乙は、(i) 第 19 条第 1 項第 1 号の研究開発担当者の移籍により <u>本研究開発</u> が中止され、研究開発担当者が <u>本研究開発</u> と同課題の研究開発を移籍先である他の研究機関において実施することを予定している場合、又は、(ii) <u>本研究開発</u> の終了後に研究開発担当者が他の研究機関へ移籍する場合で、研究開発担当者が <u>本研究開発</u> と同課題の研究開発を当該他の研究機関において実施することを予定している場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとし、乙は、取得物品を当該他の研究機関に移設する。 <u>ウ 前記イ</u> (i) 又は (ii) の場合において、取得物品を当該他の研究機関に無償譲渡することが困難な特別の事情があり、かつ、乙と機構の間で合意をした場合には、乙は、<u>前記イ</u> の規定にかかわらず、取得物品を機構に無償で譲渡するものとし、機構の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。 (2) 乙が契約項目において企業等と認められた場合 <u>ア</u> 取得物品のうち、取得価格が 50 万円以上（消費税を含む。）かつ耐用年数が 1 年以上のものの所有権は、機構に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を <u>全研究開発期間</u> 終了までの間、<u>本研究開発課題</u> のために無償で使用するものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、機構の負担とす	(1) 乙が契約項目において大学等と認められた場合 <u>①</u> 取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。 <u>②</u> 乙は、(i) 第 19 条第 1 項第 1 号の研究開発担当者の移籍により <u>本再委託研究開発</u> が中止され、研究開発担当者が <u>本再委託研究開発</u> と同課題の研究開発を移籍先である他の研究機関において実施することを予定している場合、又は、 (ii) <u>本再委託研究開発</u> の終了後に研究開発担当者が他の研究機関へ移籍する場合で、研究開発担当者が <u>本再委託研究開発</u> と同課題の研究開発を当該他の研究機関において実施することを予定している場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとし、乙は、<u>機構の指示に従い</u>、取得物品を当該他の研究機関に移設する。 <u>③ 前号</u> (i) 又は (ii) の場合において、取得物品を当該他の研究機関に無償譲渡することが困難な特別の事情があり、かつ、乙と機構の間で合意をした場合には、乙は、<u>前号</u> の規定にかかわらず、取得物品を機構に無償で譲渡するものとし、機構の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。 (2) 乙が契約項目において企業等と認められた場合 <u>①</u> 取得物品のうち、取得価格が 50 万円以上（消費税を含む。）かつ耐用年数が 1 年以上のものの所有権は、機構に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を <u>研究開発期間</u> 終了までの間、<u>本再委託研究開発</u> のために無償で使用するものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、機構	機構から直接乙に指示することはないため削除。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
る。 <u>イ 前記ア</u>の取得物品以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。 <u>ウ</u> 機構<u>から</u>機構の職員又は機構の指定する者により乙の施設に立ち入り、機構所有の取得物品を検査することを求め<u>られ</u>た場合、乙はこれに応じなければならない。 <u>エ</u> 乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。	の負担とする。 <u>② 前①号</u>の取得物品以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。 <u>③</u> 機構<u>は</u>、機構の職員又は機構の指定する者により乙の施設に立ち入り、機構所有の取得物品を検査すること<u>ができるものとし、乙は機構からかかる検査の求めがあつた</u>場合、これに応じなければならない。 <u>④</u> 乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。	
(提供物品の取扱い) 第6条 乙は、機構が<u>本研究開発</u>の遂行上必要と認めて乙に提供した物品等（以下「提供物品」という。）がある場合、これを<u>全研究開発期間</u>終了までの間、<u>本研究開発</u>のために無償で 사용할ことができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、提供物品の公租公課は、機構の負担とする。 2 機構<u>から</u>機構の職員又は機構の指定する者により乙の施設に立ち入り、提供物品を検査することを求められた場合、乙はこれに応じなければならない。	(提供物品の取扱い) 第6条 乙は、機構が<u>本再委託研究開発</u>の遂行上必要と認めて乙に提供した物品等（以下「提供物品」という。）がある場合、これを<u>研究開発期間</u>終了までの間、<u>本再委託研究開発</u>のために無償で 사용할ことができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。 当該期間中、提供物品の公租公課は、機構の負担とする。 2 機構<u>は</u>、機構の職員又は機構の指定する者により乙の施設に立ち入り、提供物品を検査すること<u>ができるものとし、乙は、機構からかかる検査の求めがあつた</u>場合、これに応じなければならない。	
(<u>全研究開発期間</u>終了後の物品等の取扱い) 第7条 <u>乙</u>は、契約項目において大学等と認められた<u>場合</u>、乙が使用する提供物品について、<u>全研究開発期間</u>終了後、<u>以下のように取り扱うことを了解しこれに従うものとする。</u>	(<u>研究開発期間</u>終了後の物品等の取扱い) 第7条 <u>機構</u>は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、<u>研究開発期間</u>終了後<u>遅滞なく無償で乙に譲渡し</u>、乙はこれを譲り受ける。<u>ただし</u>、機構が当該提供	提供物品の所有権は機構に属するため。

変更後	変更前	主な変更理由
<u>ア 機構から無償で譲渡された場合</u>、乙はこれを譲り受ける。 <u>イ 前アにかかわらず</u>、機構が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。 2 <u>乙</u>は、契約項目において企業等と認められた場合、乙が使用する機構所有の取得物品及び提供物品（以下「取得物品等」という。）について、<u>全研究開発期間終了後、以下のように取り扱うことを了解しこれに従うものとする。</u> <u>ア 機構から無償又は有償で貸し渡された場合</u>、乙はこれを借り受け、<u>本研究開発</u>の発展のために使用するものと<u>する。</u> <u>イ 機構から</u>当該取得物品等の耐用年数経過後有償で譲渡された場合、これを譲り受ける。 <u>ウ</u> 乙は、<u>前ア及びイについて</u>、機構との間で、別途、当該無償又は有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。 <u>エ 前ア、イ及びウにかかわらず</u>、機構が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この限りでない。 3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第20条第1項により解除された場合は、この限りでない。	物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。 2 <u>機構</u>は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する機構所有の取得物品及び提供物品（以下「取得物品等」という。）について、<u>研究開発期間終了後遅滞なく無償又は有償で乙に貸し渡し</u>、乙はこれを借り受け、<u>本再委託研究開発</u>の発展のために使用するものと<u>し</u>、当該取得物品等の耐用年数経過後機構は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、機構との間で、別途、当該無償又は有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。<u>ただし</u>、機構が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この限りでない。 3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第20条第1項<u>若しくは第25条第1項、第2項</u>により解除され<u>又は当該各項に定める解除事由により本再委託研究開発が第19条第2項により中止された</u>場合は、この限りでない。	解除を第20条に統一したため、第25条を削除。また、同解除事由による第19条第2項の中止がなくなったため削除。
（知的財産権の帰属） 第8条 甲及び乙は、本契約に基づく研究開発成果に係る知的財産権について、次の各号のいずれの規定も遵守することを約する。ただし、当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、機構の求めに応じて、機構に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。	（知的財産権の帰属） 第8条 甲及び乙は、本契約に基づく<u>本再委託</u>研究開発成果に係る知的財産権について、次の各号のいずれの規定も遵守することを約する。ただし、当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、機構の求めに応じて、機構に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する<u>こ</u>	訂正。 「できる」ではなく、

変更後	変更前	主な変更理由
(1) 甲及び乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を機構に報告しなければならない。ただし、甲、乙共同で発明等を行った場合は、第4号の場合を除き、第10条の規定に基づいて甲が代表して機構へ報告すれば<u>足りるものとする。</u> (2) 甲及び乙は、機構が産業技術力強化法 <u>(平成12年法律第44号)</u> 第17条第3項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を機構に許諾する。 (3) 甲及び乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を機構の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、機構、甲間で協議の上決定するものとする。ただし、当該知的財産権の権利者が乙単独の場合は、機構と乙間にて協議の上決定するものとする。許諾の対価については、産業技術力強化法 <u>第16条</u>の2の趣旨を尊重するものとする。 (4) 甲及び乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め機構の	<u>とができる。</u> (1) 甲及び乙は、<u>本再委託</u>研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を機構に報告しなければならない。ただし、甲、乙共同で発明等を行った場合は、<u>第8条1項(4)</u>の場合を除き、第10条の規定に基づいて甲が代表して機構へ報告すれば<u>よく、乙から機構への報告は要しない。</u> (2) 甲及び乙は、機構が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を機構に許諾する。 (3) 甲及び乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を機構の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、機構、甲間で協議の上決定するものとする。ただし、当該知的財産権の権利者が乙単独の場合は、機構と乙間にて協議の上決定するものとする。許諾の対価については、産業技術力強化法 <u>(平成12年4月19日法律第44号)</u> 16条の2の趣旨を尊重するものとする。 (4) 甲及び乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等	義務。 訂正。 訂正 条文簡素化。 法律番号を初出に付し、月日は削除。

変更後	変更前	主な変更理由
承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用」に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）は、この限りではない。なお、甲、乙共同で発明等を行った場合であっても、自らに帰属する知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、甲乙それぞれが予め機構の承認を受けるものとする。 ア 甲又は乙が株式会社であって、その子会社（会社法（<u>平成17年法律第86号</u>）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合（ただし、その子会社又は親会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社である場合を除く。） イ 甲又は乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合 ウ 甲<u>又は乙</u>が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合 (削除) 2 甲及び乙が<u>前項</u>各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守し	の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め機構の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用」に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）は、この限りではない。なお、甲、乙共同で発明等を行った場合であっても、自らに帰属する知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、甲乙それぞれが予め機構の承認を受けるものとする。 ア 甲又は乙が株式会社であって、その子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合。（ただし、その子会社又は親会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社である場合を除く。） イ 甲又は乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年<u>5月6日</u>法律第52号）に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合 ウ 甲が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合 <u>エ 乙が甲に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合</u> 2 甲及び乙が<u>第1項</u>各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵	法律番号追記。 月日削除。 実運用と合わないため削除。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
ないことについて正当な理由がないと機構が認めるとき又は乙が第20条第1項に定める解除事由に該当した場合で機構から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で機構に譲り渡さなければならない。 <u>3</u> 甲及び乙は、甲又は乙の発明者が行った発明等が<u>本研究開発</u>を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその甲又は乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が甲又は乙に帰属するよう、予めその甲又は乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならない。 <u>4</u> 甲及び乙は、特段の事情により<u>本研究開発</u>を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる甲又は乙の発明者に対して、第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。	守しないことについて正当な理由がないと機構が認めるとき又は乙が第20条第1項<u>若しくは第25条第1項、第2項</u>に定める解除事由に該当した場合で機構から請求を受けたときは、機構の判断により当該知的財産権を無償で機構に譲り渡さなければならない。 <u>3 (欠番)</u> <u>4</u> 甲及び乙は、甲又は乙の発明者が行った発明等が<u>本再委託研究開発</u>を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその甲又は乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が甲又は乙に帰属するよう、予めその甲又は乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならない。 <u>5</u> 甲及び乙は、特段の事情により<u>本再委託研究開発</u>を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる甲又は乙の発明者に対して、第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。	解除は第20条に統一。 欠番詰め
(知的財産権の譲渡) 第9条 甲又は乙は、前条第1項ただし書きに基づき機構に帰属することとなった知的財産権について、甲又は乙が前条第1項各号及び<u>次条</u>の規定を遵守することを条件に、出願後に機構に、当該知的財産権に対して機構が有する持分について、適正な対価による譲渡を申し入れることができる。	(知的財産権の譲渡) 第9条 甲又は乙は、前条第1項ただし書きに基づき機構に帰属することとなった知的財産権について、甲又は乙が前条第1項各号及び<u>第10条</u>の規定を遵守することを条件に、出願後に機構に、当該知的財産権に対して機構が有する持ち分について、適正な対価による<u>当該知的財産権の</u>譲渡を申し入れることができる。	

変更後	変更前	主な変更理由
(知的財産権に関する報告・通知等) 第10条 甲又は乙は、第8条又は前条の規定に基づき甲又は乙に帰属することとなった知的財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。 (1) 甲及び乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、機構が別途定める様式による発明等報告書を速やかに機構に提出するものとする。 (2) 甲及び乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内 <u>(ただし、外国への出願等の場合は90日以内)</u> に機構が別途定める様式による知的財産権出願通知書を機構に提出するものとする。この際、甲及び乙は、研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類（特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本）の複製を機構に提出するものとする。 (3) 甲及び乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を行った日等から60日以内 <u>(ただし、外国への出願等への場合は90日以内)</u> に、機構が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を機構に提出するものとする。	(知的財産権に関する報告・通知等) 第10条 甲又は乙は、第8条又は前条の規定に基づき甲又は乙に帰属することとなった知的財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。 (1) 甲及び乙は、<u>本再委託</u>研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、機構が別途定める様式による発明等報告書を速やかに機構に提出するものとする。 (2) 甲及び乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権出願通知書を機構に提出するものとする。この際、甲及び乙は、<u>本再委託</u>研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類（特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本）の複製を機構に提出するものとする。 (3) 甲及び乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を行った日等から60日以内に、機構が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を機構に提出するものとする。	訂正。 規制改革対応。 訂正。 規制改革対応。

変更後	変更前	主な変更理由
る。 (4) 甲及び乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、機構が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を機構に提出し、予め機構の承諾を得るものとする。 (5) 甲及び乙は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、機構が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を機構に提出し、予め機構の承諾を得るものとする。 (6) 甲及び乙は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下「知的財産権の移転等」という。）を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を機構に提出するものとする。 (7) 第4号及び第5号の規定にかかわらず、当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、甲及び乙は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を機構に提出すれば足りるものとする。 (8) 甲及び乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第8条第1項各号の規定を遵守させるものとする。 (9) 甲及び乙は、研究開発成果に係る知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、機構が別途定める様式による知的財	(4) 甲及び乙は、 第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、機構が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を機構に提出し、予め機構の承諾を得るものとする。 (5) 甲及び乙は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、機構が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を機構に提出し、予め機構の承諾を得るものとする。 (6) 甲及び乙は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下、「知的財産権の移転等」という。）を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を機構に提出するものとする。 (7) 第4号及び第5号の規定にかかわらず、当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、甲及び乙は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を機構に提出すれば足りるものとする。 (8) 甲及び乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、 当該第三者をして本条及び第8条第1項各号の規定を遵守させるものとする。 (9) 甲及び乙は、<u>本再委託</u>研究開発成果に係る知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、機構が別途定める様式による知的財	訂正。 訂正。

変更後	変更前	主な変更理由
産権出願後状況通知書を機構に提出するものとする。	産権出願後状況通知書を機構に提出するものとする。	
(知的財産権に関わるその他事項) 第11条 甲及び乙は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。 <u>2</u> 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、<u>本研究開発</u>の成果に関し、機構に納入された著作物にかかわる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。 <u>3</u> 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による<u>本研究開発</u>の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を甲又は乙自身の責任において行うものとする。 <u>4</u> 甲及び乙は、第1条<u>第11号</u>ウに規定するノウハウの指定を機構から受けるにあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。 <u>5</u> 前項の秘匿すべき期間は、<u>本研究開発</u>の終了日の属する会計年度<u>終了日</u>の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、甲、乙及び機構は、<u>相手方</u>の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙及び機構で協議	(知的財産権に関わるその他事項) 第11条 甲及び乙は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。 <u>2 (欠番)</u> <u>3</u> 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、<u>本再委託研究開発</u>の成果に関し、機構に納入された著作物にかかわる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。 <u>4</u> 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による<u>本再委託研究開発</u>の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を甲又は乙自身の責任において行うものとする。 <u>5</u> 甲及び乙は、第1条<u>第1項第15号</u>ウに規定するノウハウの指定を機構から受けるにあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。 <u>6</u> 前項の秘匿すべき期間は、<u>本再委託研究開発</u>の終了日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、甲、乙及び機構は、書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙及び機構で協議	欠番詰め 号ずれ。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。 <u>6</u> 甲及び乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、機構にその実施に関する一切の責任を負わせることはできない。 <u>7</u> 甲及び乙は、研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「令和○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」 <u>8 甲又は乙が、研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、甲又は乙は機構に対して、当該知的財産権に関する情報等を遅滞なく報告するものとする。</u>	議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。 <u>7</u> 甲及び乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、機構に、その実施に関する一切の責任を負わせることはできない。 <u>8</u> 甲及び乙は、<u>本再委託</u>研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「令和○○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」 <u>(新規)</u>	訂正。 特許出願非公開制度対応。
（成果有体物の帰属） 第12条 研究開発成果として得られた成果有体物に係る権利は、乙に帰属するものとする。 2 乙は、他者から研究開発段階における使用のために前項の成果有体物の提供を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、円滑な提供に配慮するものとする。ただし、当該	（成果有体物の帰属） 第12条 研究開発成果として得られた成果有体物に係る権利は、乙に帰属するものとする。 2 乙は、他者から研究開発段階における使用のために前項の成果有体物の提供を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、円滑な提供に配慮するものとする。ただし、当該成	

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
成果有体物のうち、商品化され市場において一般に提供されている物については、この限りでない。 3 乙は、前項において当該成果有体物を提供する場合、その対価は、当該成果有体物が公的資金を原資とする研究開発により得られたものであること、当該成果有体物を使用する研究開発の性格等を考慮にいたした合理的な対価とする。	果有体物のうち、商品化され市場において一般に提供されている物については、この限りでない。 3 乙は、前項において当該成果有体物を提供する場合、その対価は、当該成果有体物が公的資金を原資とする研究開発により得られたものであること、当該成果有体物を使用する研究開発の性格等を考慮にいたした合理的な対価とする。	
(対象データ及び派生データの取扱い) 第12条の2 乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、AMED 研究データ利活用に係るガイドラインに<u>従って、対象データ及び派生データを取り扱わなければならない。</u> 2 乙は、対象データ及びその派生データを、<u>本研究開発課題</u>のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供<u>してはならない</u>。ただし、AMED 研究データ利活用に係るガイドライン上許容されている場合又は予め機構の承諾を得た場合は、この限りでない。 3～4 (削除)	(対象データ及び派生データの取扱い) 第12条の2 <u>甲及び乙</u>は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、<u>乙は、</u>当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、AMED 研究データ利活用に係るガイドラインに<u>従った取扱いを行う。</u> 2 <u>甲及び乙</u>は、対象データ及びその派生データ<u>について、本再委託研究開発</u>のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供<u>することはできない</u>。ただし、AMED 研究データ利活用に係るガイドライン上許容されている場合又は予め機構の承諾を得た場合は、この限りでない。 3 <u>甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下、「個人情報保護法」という）に定める個人情報、匿名加工情報、個人関連情報又は仮名加工情報（以下「個人情報等」という）を含んだ対象データ又は派生データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。</u>	表現適正化。 委託契約書雛型に合わせて削除。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
	<u>4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データ又は派生データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、提供その他の取扱いについて個人情報保護法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。</u>	
第13条 (削除)	<u>(甲に所属する研究者の取扱い)</u> 第13条 削除	
(再委託) 第14条 乙は、<u>本研究開発</u>の<u>全部又は一部</u>を第三者に再委託してはならない。 <u>2</u> 甲は、<u>元契約</u>が解除その他の事由により終了した場合、本契約を直ちに終了させることができるものとする。また、甲は、<u>元契約</u>の第19条第1項又は第2項により、機構から<u>本研究開発</u>の中止若しくは一時停止の<u>承認を受け又は</u>指示された場合、乙に対しても同様の措置をとることができるものとする。	(再委託) 第14条 乙は、<u>本再委託研究開発</u>の<u>一部又は全部</u>を第三者に再委託してはならない。 <u>2 甲は、乙に対し、甲が機構より受託した契約項目（1）に関する委託研究開発についての契約書に基づき甲が機構に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、本再委託研究開発に伴う乙の行為について、機構に対し、全ての責任を負わなければならない。</u> <u>3 甲は、機構から受託した契約項目（1）に関する委託研究開発についての契約</u>が解除その他の事由により終了した場合、<u>乙との</u>本契約を直ちに終了させるものとする。また、甲は、<u>機構から受託した契約項目（1）に関する委託研究開発についての契約書</u>第19条第1項又は同条第2項により、機構から<u>委託研究開発費の使用の中止若しくは一時停止又は委託研究開発</u>の中止若しくは一時停止を指示された場合、乙に対しても同様の措置をとるものとする。	元契約で定めるべき甲の義務であるため削除。 中止又は一時停止の場合の費用の使用の停止は自明であるため削除。
<u>(本研究開発の変更の承認)</u>		

変更後	変更前	主な変更理由
<u>第14条の2 乙は、本研究開発の内容を変更しようとするときは、甲に変更承認申請書を提出し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更は除く。</u>	(新規)	乙の変更承認申請と甲の承認を明確化するため、条文追加。
(状況報告) <u>第14条の3 乙は、本研究開発の遂行及び収支状況について甲の要求があったときは、速やかに甲に状況を報告しなければならない。</u> <u>2 甲は、必要があると認めるときは、本研究開発の遂行及び収支状況について調査することができる。</u>	(新規)	補助金等適正化法第12条を参考に条文追加。
(秘密保持) 第15条 甲及び乙は、(i) <u>本研究開発</u>の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が<u>本研究開発</u>外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii) <u>本研究開発</u>の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報（ただし、第1条第11号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第11条第5項及び第6項に定める取扱いに従うものとする。）（以下「秘密情報」という。ただし、対象データ及び派生データは秘密情報に含まれないものとし、これらの取扱いは第12条の2に従うものとする。）について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当	(秘密保持) 第15条 甲及び乙は、(i) <u>本再委託研究開発</u>の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が<u>本再委託研究開発</u>外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii) <u>本再委託研究開発</u>の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報（ただし、第1条第1項第15号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第11条第5項及び第6項に定める取扱いに従うものとする。）（以下「秘密情報」という。ただし、対象データ及び派生データは秘密情報に含まれないものとし、これらの取扱いは第12条の2に従うものとする。）について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開	号ずれ。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。 2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を<u>本研究開発</u>のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。 3 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 4 前三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>第1項から前項まで</u>の規定を適用しない。 (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報 (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報 (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報 (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報 (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報 (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報 5 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関（機構を除く）から開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。また、甲及び乙は、秘	示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。 2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を<u>本再委託研究開発</u>のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。 3 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 4 前三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>本条第1項ないし第3項</u>の規定を適用しない。 (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報 (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報 (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報 (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報 (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報 (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報 5 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関（機構を除く）に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。甲及び乙は、秘密	表記揺れ修正。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
密情報について、機構から開示を求められたときは、機構が求める範囲でこれを開示することができる。 6 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。	情報について、機構から開示を求められたときは、機構が求める範囲でこれを開示するものとする。 6 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する<u>本</u>研究者等及びその他の役職員について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。	
(研究開発成果の公表) 第 16 条 甲及び乙は、研究開発成果（ノウハウを除く。）を外部に公表するものとする。 2 甲及び乙は、相手方が研究開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。 3 第 1 項の規定にかかわらず、甲又は乙による研究開発成果の外部への公表が、<u>前条の秘密保持義務</u>、知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、甲及び乙は、協議してその対応を決定するものとする。 4 <u>甲及び</u>乙は、研究開発成果を外部に公表する場合、当該成果が機構の事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。	(研究開発成果の公表) 第 16 条 甲及び乙は、<u>前条に反しない限り</u>、研究開発成果（ノウハウを除く）を外部に公表するものとする。 2 甲及び乙は、相手方が研究開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。 3 第 1 項の規定にかかわらず、甲又は乙による研究開発成果の外部への公表が、<u>甲又は乙による</u>知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、甲及び乙は、協議してその対応を決定するものとする。 4 乙は、研究開発成果を外部に公表する場合、当該成果が機構の事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。	秘密保持は第 3 項に規定。 「秘密保持」について、公表時の協議を規定。
(研究開発成果の報告等) 第 17 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 61 日以内に甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、事務処理説明書及び甲の指示に従い、成果報告書を提出しなければならない。	(研究開発成果の報告等) 第 17 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 61 日以内に甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の<u>本</u>研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、事務処理説明書及び甲の指示に従い、<u>研究開発</u>成果報告書を提出しなければならない。<u>乙は、必要に応じて、研</u>	

変更後	変更前	主な変更理由
2 機構が<u>本研究開発について評価（全研究開発期間中に行う中間評価及び当該期間終了時に行う事後評価をいう。）</u>を行う場合、乙は、<u>機構の求めに応じて、評価に必要な報告書の提出その他の</u>協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。 3 機構が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合において機構から求められた場合には、乙は、機構による当該調査等に協力するものとする。 4 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。 5 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。	<u>究開発成果について中間報告書を提出するものとする。</u> 2 機構が<u>研究開発期間中に本再委託研究開発の中間</u>評価を行う場合、<u>又は、研究開発期間終了時に本再委託研究開発の事後評価を行う場合、</u>乙は、<u>機構による</u>評価に必要な協力を行うとともに、研究開発担当者その他の<u>本</u>研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。 3 機構が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、乙は、機構による当該調査等に協力するものとする。 4 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。 5 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。	中間・事後評価の際の報告書の提出等を明示。
(実績報告書) 第18条 乙は、<u>本研究開発を完了したとき（甲から本研究開発の中止の承認又は指示を受けたときを含む。）は、</u>当事業年度終了後の5月末日又は<u>本研究開発終了後 61 日以内</u>で甲が指定する日までに、別途甲が定める様式による<u>研究開発費の使用実績を報告するための報告書（以下「実績報告書」という。）</u>を甲に提出しなければならない。	(<u>再委託研究開発</u>実績報告書) 第18条 乙は、当事業年度終了後の5月末日又は<u>事業終了後 61 日以内</u>で甲が指定する日までに、別途甲が定める様式による<u>再委託研究開発</u>実績報告書を甲に提出しなければならない。	様式名修正。 中止した場合の報告書提出を明示。 様式名修正。 「実績報告書」を文中定義。

変更後	変更前	主な変更理由
(検査) 第18条の2 甲は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、<u>第3項に定めるところにより</u>、当該実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。 2 甲は、前項の検査のほか、<u>研究開発期間中又は甲が必要と認めた場合に、次項に定めるところにより</u>、検査を行うことができるものとする。 3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。 (1) 実績報告書に記載されている研究開発の内容と支出した経費との整合性 (2) 研究開発計画書と実績報告書の内容の整合性 <u>(3) 研究開発費の使用実績</u> <u>(4) 第4条に掲げる帳簿及び証拠書類の整備、保管状況</u> <u>(5) 第5条に掲げる取得物品の管理状況</u> <u>(6) その他甲が本研究開発に関して必要と認める事項</u> 4 甲が、事実確認の必要があると<u>認めて求めた場合</u>、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を<u>求める</u>ものとする。 5 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所において行うことができる。 6 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、	(検査<u>及び報告</u>) 第18条の2 甲は、前条に規定する<u>再委託研究開発</u>実績報告書を受理したときは、当該<u>再委託研究開発</u>実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。 2 甲は、前項の検査のほか、<u>次の各号に掲げる</u>検査を行うことができるものとする。 <u>(1) 再委託研究開発の実施に要した経費の支出状況についての再委託期間中の検査</u> <u>(2) その他甲が必要と認めた検査</u> 3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。 (1) 実績報告書に記載されている研究開発の内容と支出した経費との整合性 (2) 研究開発計画書と実績報告書の内容の整合性 <u>(3) 第4条に掲げる帳簿、書類</u> <u>(4) その他甲が再委託研究開発に関して必要と認める事項</u> 4 甲が、事実確認の必要があると<u>認めるときは</u>、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を<u>もとめる</u>ものとする。 5 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所において行うことができる。 6 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするとき	内容に合わせた表題とする。 様式名修正。 検査内容を実態に即して整理。 検査内容を実態に即して整理。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。 7 乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、<u>本研究開発</u>の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 8 甲が、<u>本条が定める検査に</u>関係<u>府</u>省庁及び機構の職員<u>の立ち会いを求めたときは</u>、乙はこれを受け入れるものとする。 9 甲が第2項の検査を行うことができる期間は、<u>全研究開発期間</u>が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。 10 関係省<u>府</u>庁及び機構が必要と認め<u>て</u>、乙に対し第1項から第7項の検査と同内容の検査を関係府省庁又は機構が行うことを求めたときは、乙はこれを受け入れなければならない。	は、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。 7 乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、<u>再委託研究開発</u>の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 8 甲が、<u>必要があると認めたときは</u>、関係省庁及び機構の職員を立ち会<u>わせることができるものとし</u>、乙はこれを受け入れるものとする。 9 甲が第2項<u>第2号</u>の検査を行うことができる期間は、<u>研究開発期間</u>が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。 10 関係省庁及び機構が必要と認め<u>たときは</u>、乙に対し第1項から第7項に基づく検査を行うことができることとし、乙はこれを受け入れなければならない。	表記揺れ修正。 表現適正化。 表記揺れ修正。
(額の確定<u>等</u>と精算) 第18条の3 甲は、前条第1項の検査の結果、<u>実績報告書の内容について適正</u>と認めたときは、<u>当年度上限額</u>と<u>本研究開発</u>の実施に要した経費の額のうち<u>適正</u>と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が事業年度において支払うべき研究開発費の額<u>(以下「当年度要支払い額」という。)</u>として確定し、乙に通知する。 2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により<u>当年度要支払い額</u>の支払いを甲に請	(額の確定と精算) 第18条の3 甲は、前条第1項の検査の結果、<u>再委託研究開発費の支出状況が適切である</u>と認めたときは、<u>当事業年度における再委託研究開発費の上限額</u>と<u>本再委託研究開発</u>の実施に要した経費の額のうち<u>適切</u>と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が当事業年度において支払うべき<u>再委託研究開発費</u>の額として確定し<u>(以下、当該確定した額を「確定額」という。)</u>、乙に通知する。 2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により<u>確定額</u>の支払いを甲に請求するもの	元契約と同様の用語とした。 同上。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
求するものとする。ただし、乙が第3条に定める概算払いを受けている場合には、<u>当年度要支払い額</u>が当該概算払いの額を超過する場合に限り、その超過金額の支払いを甲に請求するものとする。 3 甲は、前項の定めに従った請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。 4 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に準じて算定した金額を利息として支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。 5 乙は、第3条に定める概算払いを受けている場合において、当該概算払いの額が<u>当年度要支払い額</u>を超過する場合は、その超過金額を甲の定める期限までに返還しなければならない。 6 乙は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額とする。	とする。ただし、乙が第3条に定める概算払いを受けている場合には、<u>確定額</u>が当該概算払いの額を超過する場合に限り、その超過金額の支払いを甲に請求するものとする。 3 甲は、前項の定めに従った請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。 4 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に準じて算定した金額を利息として支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。 5 乙は、第3条に定める概算払いを受けている場合において、当該概算払いの額が<u>確定額</u>を超過する場合は、その超過金額を甲の定める期限までに返還しなければならない。 6 乙は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額とする。	同上。 同上。
<u>本研究開発</u>の中止又は一時停止)	<u>本再委託研究開発及び再委託研究開発費の使用</u>の中止又は一時停止)	

変更後	変更前	主な変更理由
第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対して、中止申請書又は一時停止申請書を速やかに提出し、甲のこれに対する承認により、<u>本研究開発</u>を中止又は一時停止するものとする。<u>なお、本契約において、本研究開発の「中止」とは、本研究開発を終了することをいい、本研究開発の「一時停止」とは、本研究開発を一時的に止めることをいう。</u> (1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、研究開発担当者が<u>本研究開発</u>においてその役割を十分果たせなくなった場合 (2) 研究開発成果を出すことが困難と合理的に判断<u>される</u>場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合 (3) 天災その他<u>本研究開発</u>を継続しがたいやむを得ない事由がある場合 (4) 前各号に類する事由が発生し、<u>本研究開発</u>を継続することが適切でない<u>と認められる</u>場合 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対して、<u>本研究開発</u>の中止若しくは一時停止、又は研究開発費の減額その他委託の内容若しくは条件の変更を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。 <u>(1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、研究開発担当者が本研究開発においてその役割を十分果たせなくなった場合</u> <u>(2) 研究開発成果を出すことが困難と合理的に判断される</u>場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合	第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対して、<u>本再委託研究開発</u>の中止申請書又は一時停止申請書を速やかに提出し、甲のこれに対する承認により、<u>乙は本再委託研究開発</u>を中止又は一時停止するものとする。<u>この場合、甲は乙に対し、再委託研究開発費の使用の中止又は一時停止を指示するものとし、乙はこれに従うものとする。</u> (1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、研究開発担当者が<u>本再委託研究開発</u>においてその役割を十分果たせなくなった場合 (2) 研究開発成果を出すことが困難と<u>乙が</u>合理的に判断<u>した</u>場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合 (3) 天災その他<u>本再委託研究開発</u>を継続しがたいやむを得ない事由がある場合 (4) 前各号に類する事由が発生し、<u>本再委託研究開発</u>を継続することが適切でない場合 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対して、<u>再委託研究開発費の使用の中止又は一時停止及び本再委託研究開発</u>の中止<u>又は</u>一時停止を<u>乙に</u>指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。 (1) 研究開発成果を出すことが困難と<u>甲が</u>合理的に判断<u>した</u>場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合 <u>(2) 乙が本契約に定めた義務に違反した場合又は表明保証に</u>	「中止」と「一時停止」を文中定義。 費用の使用中止等は自明のため削除。 委託内容の変更等の指示を規定。費用の使用中止等は自明のため削除。 旧(2)は、新第20

変更後	変更前	主な変更理由
<u>(3) 天災その他本研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合</u> <u>(4) 本契約締結日後に生じた事情の変更により、本研究開発の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合</u> <u>(5) 機構の事業に対する国からの予算措置が停止若しくは縮減され又は機構の事業が廃止若しくは縮小された場合</u> (6) 前各号に類する事由が発生し、<u>本研究開発</u>を継続することが適切でないと<u>認められる</u>場合 3 第1項に基づき甲が<u>本研究開発</u>の中止を承認した場合又は前項に基づき乙が甲から<u>本研究開発</u>の中止を指示された場合、<u>本研究開発</u>はその時点で終了する。 4 前項に基づき<u>本研究開発</u>が終了した場合、本契約は同時点で自動的に終了するものとし、甲は、本契約に基づく乙に対する未履行の研究開発費の支払いを免れる。乙は、第17条第1項及び第18条に定める期限を待たずに、甲の指示に従い、第17条及び第18条に定める成果報告書及び実績報告書を甲に提出し、甲との間で、<u>第18条の2及び前条の規定に基づき、検査、研究開発費の額の確定及び精算を行う。</u> 5 第2項各号に基づき乙が甲から<u>本研究開発</u>の中止等を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。	<u>誤りがあった場合</u> <u>(3) 第24条各号の事由が発生した場合</u> <u>(4) 第20条第1項又は第25条第1項若しくは第2項に定める本契約の解除事由が発生した場合</u> (5) 天災その他<u>本再委託研究開発</u>を継続しがたいやむを得ない事由がある場合 (6) 前各号に類する事由が発生し、<u>本再委託研究開発</u>を継続することが適切でないと<u>甲が判断した場合</u> 3 第1項に基づき甲が<u>本再委託研究開発</u>の中止を承認した場合及び前項に基づき乙が甲から<u>本再委託研究開発</u>の中止を指示された場合、<u>本再委託研究開発</u>はその時点で終了する。 4 前項に基づき<u>本再委託研究開発</u>が終了した場合、本契約は同時点で自動的に終了するものとし、甲は、本契約に基づく乙に対する未履行の再委託研究開発費の支払いを免れる。乙は、第17条第1項及び第18条に定める期限を待たずに、甲の指示に従い、第17条及び第18条に定める<u>研究開発</u>成果報告書及び<u>再委託研究開発</u>実績報告書を甲に提出し、甲との間で<u>再委託研究開発費の</u>精算を行う。 5 <u>第1項各号及び第2項各号に基づき乙が甲から再委託研究開発費の使用の中止若しくは一時停止又は本再委託研究開発の中止若しくは一時停止</u>を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。	条第1項(2)で対応。 旧(3)は、新(5)に相当。 旧(4)は、新第20条第1項(2)で対応。 精算の前提である検査と額の確定を明記。 中止と一時停止に変更等の指示を追加。 費用の使用中止等は削除。

変更後	変更前	主な変更理由
6 <u>第1項に従って本研究開発を一時停止した場合であって、第1項各号に定める一時停止の事由が解消され、本研究開発を再開できるようになったときは、速やかに乙は甲に別に定める再開申請書を提出し、甲の承認を受けて再開しなければならない。</u>	6 <u>乙は、第1項各号に定める一時停止の事由がなくなり、本再委託研究開発を再開できるようになったときは、速やかに甲は機構に「再委託研究開発再開申請書」を提出するものとし、機構の承認が得られた場合、本再委託研究開発を再開することができる。</u>	表現適正化。 様式名修正。
(契約の解除) 第20条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。 (1) 乙が本契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行った場合 (2) 乙に本契約等の違反 <u>(第2条の3第1項に定める表明保証の誤り及び第25条に定める誓約事項の違反を含む。)</u> があった場合 <u>(3) 本契約に従った本研究開発の遂行がなされず又は著しく困難になった場合 (ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合を除く。)</u> <u>(4) 研究者等が本研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</u>	(契約の解除) 第20条 <u>乙が</u> 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。 (1) 乙が本再委託契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行った場合 (2) 乙に本再委託契約の <u>重大な</u> 違反又は表明保証 <u>に重大な誤り</u> があった場合 (3) <u>本研究者等が本再委託研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</u> <u>(4) 本研究者等が本再委託研究開発以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</u> <u>(5) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立てがなされ若しくはその原因となる事実が生じた場合又はそのおそれが生じた場合</u>	解除事由について、条文を整理。(乙に帰責事由がある場合に限定。帰責事由がない場合は、第19条の中止等に対応。) 第25条等の修正に伴う修正。 旧(4)は、削除。 旧(5)から(7)は、新(3)へ。

変更後	変更前	主な変更理由
<u>2 甲は、前項各号のいずれかに該当する事由が生じ又はそのおそれが生じた場合、乙に本研究開発の全部又は一部の一時停止を指示することができる。一時停止を指示されたことにより乙に損害が生じて、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。</u> <u>3 第1項</u>各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、<u>第1項</u>による本契約の解除の有無にかかわらず、甲は、本契約に基づき乙に支払った研究開発費の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の定める期限までにこれを返還しなければならない。<u>また、甲は、乙に対して、第1項</u>各号に定める事由の発生により甲に生じた損害の賠償を請求することができる。 <u>4</u> 乙は、前項の規定により研究開発費を返還するときは、返還に係る研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を甲に支払うものとする。この場合において、加算金は、当該研究開発費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した額とする。 <u>5</u> 乙は、<u>第3項</u>の期限までに研究開発費を納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した額とする。	<u>(6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</u> <u>(7) 乙が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</u> <u>2 前項</u>各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、<u>前項</u>による本契約の解除の有無にかかわらず、甲は、本契約に基づき乙に支払った再委託研究開発費の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の定める期限までにこれを返還しなければならない。<u>この場合において、甲は乙に対して、前項</u>各号に定める事由の発生により甲に生じた損害の賠償を請求することができる。 <u>3</u> 乙は、前項の規定により<u>再委託</u>研究開発費を返還するときは、返還に係る<u>再委託</u>研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を甲に支払うものとする。この場合において、加算金は、当該<u>再委託</u>研究開発費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した額とする。 <u>4</u> 乙は、<u>第2項</u>の期限までに<u>再委託</u>研究開発費を納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した額と	契約解除に先立ち、一時停止を指示することができる規定を追加。 項ずれ 項ずれ 項ずれ

変更後	変更前	主な変更理由
<u>6 第2項から前項までの規定は、本研究開発の終了後に乙が第1項各号のいずれかに該当する<u>ことが判明した</u>場合においても適用があるものとする。</u>	する。 <u>5 第2項ないし第4項の規定は、<u>本契約終了後において</u>第1項各号のいずれかに該当する<u>事由が生じた</u>場合においても適用があるものとする。</u>	表記揺れ修正。 表現適正化。
(不正行為等の疑いへの対応) <u>第21条 甲は、本研究開発における不正行為等が行われた疑い(以下「本件疑い」という。)があるとする告発が機構から回付された場合、当該告発を乙に回付することができる。</u> <u>2 乙は、乙が直接、又は機構から甲を通じて若しくは他の機関から回付されて、本件疑いがあるとする告発を受け付けた場合、乙の不正行為等対応規則等に基づき、速やかに予備調査の可否を判断し、予備調査が必要と判断した場合は、予備調査を実施する。</u> <u>3 乙は、前項の予備調査の結果、本調査が必要と判断したときは、乙の不正行為等対応規則等に基づき、本調査を実施する。ただし、不正行為等が行われたことが明らかである場合その他の理由により、乙が予備調査を経る必要がないと判断した場合は、予備調査を経ずに本調査を実施することができる。本調査は、調査対象となる研究者等の所属する研究機関と連携して実施するものとする。</u> <u>4 乙は、本件疑いにつき、次の各号に該当する場合、速やかに、当該各号に定める事項を甲に報告し、甲はこれを機構に報告しなければならない。</u> (1) 予備調査を実施すると判断した場合、当該判断 (2) 本調査を実施すると判断した場合、当該判断(予備調査を	(不正行為等の疑いへの対応) <u>第21条 機構は、本再委託研究開発において不正行為等が行われた疑い(以下「本件疑い」という。)があるとする告発を受け付けた場合は、機構の不正行為等対応規則に基づき、甲に当該告発を回付することができる。</u> <u>2 甲は、甲が直接、又は前項により機構から若しくは他の機関から回付されて、本件疑いがあるとする告発を受け付けた場合、甲の不正行為等対応規則等に基づき、速やかに予備調査の可否を判断し、予備調査が必要と判断した場合は、予備調査を実施する。</u> <u>3 甲は、前項の予備調査の結果、本調査が必要と判断したときは、甲の不正行為等対応規則等に基づき、本調査を実施する。ただし、不正行為等が行われたことが明らかである場合その他の理由により、甲が予備調査を経る必要がないと判断した場合は、予備調査を経ずに本調査を実施することができる。本調査は、調査対象となる本研究者等の所属する研究機関と連携して実施するものとする。</u> <u>4 甲は、本件疑いにつき、以下の各号に該当する場合、速やかに、当該各号に定める事項を機構に報告しなければならない。</u> (1) 予備調査を実施すると判断した場合、当該判断 (2) 本調査を実施すると判断した場合、当該判断(予備調査を	機構からの回付の道筋を明確化。 訂正。 訂正。 訂正。 甲を通じた機構への報告の道筋を明確化。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
実施した場合はその結果を含む。) (3) 本調査を実施した場合、その結果 5 甲は、<u>乙が</u>実施する本件疑いに関する予備調査又は本調査に関し、質問、報告の要求、指示等を、機構から受けた場合、乙にこれを伝え、<u>乙</u>はこれに対応するものとする。 6 乙は、機構が<u>元契約及び</u>機構の不正行為等対応規則に基づき、本件疑いに関し、機構自身が調査する場合、当該調査に協力するものとする。	を実施した場合はその結果を含む。) (3) 本調査を実施した場合、その結果 5 機構は、<u>甲が</u>実施する本件疑いに関する予備調査又は本調査に関し、必要に応じ、質問し、報告を求め、指示等を行うことができるものとし、<u>甲</u>はこれに対応するものとする。 6 機構は、機構の不正行為等対応規則に基づき、本件疑いに関し、必要に応じて自ら調査することができるものとし、甲及び乙は機構による調査に協力するものとする。	訂正。
(不正行為等に係る措置) 第22条 <u>乙は、以下のことを予め了解する。</u> <u>(1) 機構</u>は、前条に定める調査の結果の報告を受け、<u>本研究開発</u>において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された研究者等に対して、<u>元契約及び機構</u>の不正行為等対応規則に基づき、<u>機構</u>の配分する競争的研究費等（<u>本研究開発</u>に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。 <u>(2) 機構</u>は、研究者等が<u>本研究開発</u>以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合、当該研究者等に対して、<u>元契約に基づき、機構</u>の配分する競争的研究費等（<u>本研究開発</u>に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。	(不正行為等に係る措置) 第22条 <u>甲</u>は、前条に定める調査の結果、<u>本再委託研究開発</u>において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された<u>本</u>研究者等に対して、<u>甲</u>の不正行為等対応規則に基づき、<u>甲の</u>配分する競争的研究費等（<u>本再委託研究開発</u>に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。 <u>2 甲</u>は、本研究者等が本<u>再委託研究開発</u>以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合、当該本研究者等に対して、<u>甲の</u>配分する競争的研究費等（<u>本再委託研究開発</u>に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。	
(乙の責任及び事故報告義務) 第23条 乙は、<u>本研究開発</u>を乙の責任において実施するものとし、	(乙の責任及び事故報告義務) 第23条 乙は、<u>本再委託研究開発</u>を乙の責任において実施するもの	

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
<u>本研究開発</u>の遂行過程で乙、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、乙はその費用と責任においてこれを解決するものとし、甲に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。 2 乙は、前項の場合、速やかにその具体的内容を甲に対し書面により報告しなければならない。	とし、<u>本再委託研究開発</u>の遂行過程で乙、<u>本</u>研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、乙はその費用と責任においてこれを解決するものとし、甲に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。 2 乙は、前項の場合、速やかにその具体的内容を甲に対し書面により報告しなければならない。	
(削除)	(特約) <u>第24条 以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は当事業年度の再委託研究開発費を減額し又は本再委託研究開発を中止させることができる。この場合、再委託研究開発費の減額又は本再委託研究開発の中止によって乙に損害が生じても、甲は何ら責任を負うものではない。</u> <u>(1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の4の規定に基づき定められた機構の中期目標の期間終了時における事業評価において、国が機構の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合</u> <u>(2) 前号以外の事由により、機構の事業に対する国からの予算措置が停止若しくは縮減され又は機構の事業が廃止若しくは縮小された場合</u>	第19条第2項に移行。
(反社会的勢力の排除に関する誓約) 第25条 乙は、<u>次</u>の各号の<u>いずれにも</u>該当しないことを<u>確認し、こ</u>	(反社会的勢力の排除) 第25条 乙は、<u>以下</u>の各号の<u>一に</u>該当しないことを<u>表明・保証</u>	表記揺れ修正。

変更後	変更前	主な変更理由
<u>れを誓約する。</u> (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。 (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。 (3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。 2 <u>乙は、次の各号のいずれも行わないことを誓約する。</u> (1) 乙（乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下<u>次号から第4号まで</u>において同じ。）が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。 (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。 (3) 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。 (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。 (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。 3～4（削除）	<u>し、甲は、乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。</u> (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。 (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。 (3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。 2 <u>甲は、以下の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。</u> (1) 乙（乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下<u>第2号から第4号</u>において同じ。）が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。 (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。 (3) 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。 (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。 (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。 <u>3 甲は、前二項により本契約を解除する場合には、実際に生じ</u>	反社会的勢力との関わりによる契約解除は、誓約違反として第20条第1項（2）に移行。 同上。 訂正。 補助から損害賠償と違

変更後	変更前	主な変更理由
	<u>た損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額の支払いを乙に求めることができ、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなければならない。</u> <u>4 第20条第2項の規定は、本条第1項、第2項により甲が本契約を解除した場合について準用する。</u>	約金を削除したことと、加算金及び延滞金（各年10.95%）に加えて100分の10の違約金を支払わせることは過大と考えられることから削除。
（個人情報の取扱い） 第26条 乙は、<u>本研究開発</u>に関して、甲から個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の定義するところによる。以下同じ。</u>）の委託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって委託を受けた当該個人情報（以下「委託個人情報」という。）を取り扱わなければならない。 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。 （1） 委託個人情報を第三者に委託若しくは提供し又はその内容を知らせること。 （2） 委託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。 3 乙は、委託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他委託個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、委託個人情報の管理状況等につ	（個人情報の取扱い） 第26条 乙は、<u>本再委託研究開発</u>に関して、甲から個人情報等の取扱いの委託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって取扱いの委託を受けた当該個人情報等（以下「委託個人情報」という。）を取り扱わなければならない。 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。 （1） 委託個人情報を第三者に委託若しくは提供し又はその内容を知らせること。 （2） 委託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。 3 乙は、委託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他委託個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、委託個人情報の管理状況等につ	第12条の2第3項の定義がなくなったため、ここで定義。

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
いて調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。 5 乙は、委託個人情報、甲の求めがある場合又は<u>本研究開発</u>の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。 6 乙は、委託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したとき又は発生したおそれがあるときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。 7 乙は、本人から委託個人情報の開示、訂正若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から委託個人情報の提供を要請された場合、速やかに甲に通知し、その指示に従わなければならない。	ついて調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。 5 乙は、委託個人情報、甲の求めがある場合又は<u>本再委託研究開発</u>の終了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。 6 乙は、委託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したとき又は発生したおそれがあるときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。 7 乙は、本人から委託個人情報の開示、訂正若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から委託個人情報の提供を要請された場合、速やかに甲に通知し、その指示に従わなければならない。	
(債権債務の譲渡等の禁止) 第27条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は<u>本研究開発</u>の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。 2 前項に定める甲の事前の書面による承諾は、債権債務等の譲渡申請書の甲に対する提出によるものとし、甲は申請書の審査を行うものとする。 3 甲は、乙から提出された申請書を審査した結果、妥当と判断される場合は、乙に対し、承認通知書を発出するものとする。	(債権債務の譲渡等の禁止) 第27条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は<u>本再委託研究開発</u>の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。 2 前項に定める甲の事前の書面による承諾は、債権債務等の譲渡申請書の甲に対する提出によるものとし、甲は申請書の審査を行うものとする。 3 甲は、乙から提出された申請書を審査した結果、妥当と判断される場合は、乙に対し、承認通知書を発出するものとする。	
(存続条項)	(存続条項)	

令和7年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後	変更前	主な変更理由
第28条 第2条、第2条の2、第4条、第5条第1号、第8条から第12条の2まで、第14条第2項、第15条から第18条の3まで、第20条から第23条まで、第26条から第30条までの規定は、本契約終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。	第28条 第2条、第2条の2、第4条、第5条第1号、第8条から第12条の2まで、第14条第2項、第15条から第18条の3まで、第20条から第24条まで、第25条第3項及び第4項、第26条から第30条までの規定は、本契約終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。	条文の追加、削除等に伴う修正。
(管轄) 第29条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、●●裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	(管轄) 第29条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、●●裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	
(協議) 第30条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。	(協議) 第30条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。	
別表(第1条第20号関係) (略)	別表(第1条第1項第24号関係) (略)	号ずれ。